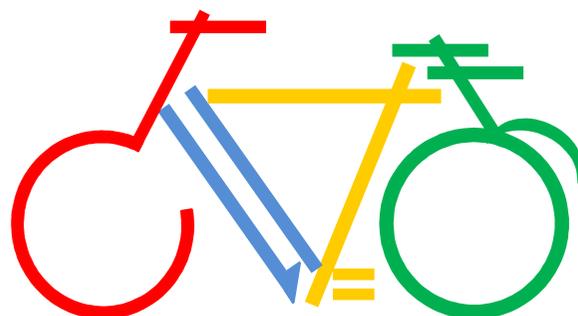


自転車等駐車場の附置義務について



- さい …サイクル
- た …たのしむ
- ま …まもる
- は …はしる
- と …とめる

自転車等駐車場の附置義務について

<取組体系>

さいたま市の放置自転車対策

【規制】

【供給】

放置対策

監視・撤去

放置禁止区域

啓発事業

保管・返還

自転車等駐車場

整備

民間施設補助金

附置義務

管理

啓発業務

自転車等駐車場の附置義務について

＜自転車等駐車場附置義務制度＞

さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例（抜粋）
別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

| | 施設の用途 | 店舗等面積 | 自転車等駐車場の規模 |
|---------|---|---------------------------|------------------------|
| 標準条例 | 1 百貨店、スーパーマーケットその他の小売り店舗及び飲食店 [百貨店、スーパーマーケット、その他の小売り店舗、食堂、喫茶店などの飲食店] | 店舗面積が400㎡を超えるもの | 店舗面積20㎡ごとに1台 |
| | 2 銀行その他の金融機関 [銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、証券会社などの金融機関] | 店舗面積が500㎡を超えるもの | 店舗面積25㎡ごとに1台 |
| | 3 ぱちんこ屋その他遊技場 [ぱちんこ屋、まあじゃん屋、ゲームセンターなどの遊技場] | 店舗面積が300㎡を超えるもの | 店舗面積15㎡ごとに1台 |
| さいたま市追加 | 4 学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設 [専修学校、各種学校、学習塾、予備校、語学教室、料理教室などの施設] | 教室面積が300㎡を超えるもの | 教室面積15㎡ごとに1台 |
| | 5 スポーツ及び健康の増進を目的とする施設 [ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、体育館、スポーツクラブなどの施設] | 運動場面積が500㎡を超えるもの | 運動場面積25㎡ごとに1台 |
| | 6 前各項に掲げる用途以外で規則で定めるものに供する施設 (国又は地方公共団体が設置する施設に限る。)[官公署、郵便局、病院、診療所、公民館、集会場、公会堂、博物館、図書館などの施設] | 当該用途に供する部分の床面積が300㎡を超えるもの | 当該用途に供する部分の床面積15㎡ごとに1台 |
| | 7 第1項から第5項までに掲げる用途以外で規則で定めるものに供する施設（前項に規定する者が設置する施設を除く。） [病院、診療所、集会場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、博物館、図書館、展示場、ダンスホール、カラオケボックス、レンタルビデオ店などの施設] | 当該用途に供する部分の床面積が400㎡を超えるもの | 当該用途に供する部分の床面積20㎡ごとに1台 |

自転車等駐車場の附置義務について

< 自転車等駐車場附置義務制度 >

さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例（抜粋）

その他 制度概要

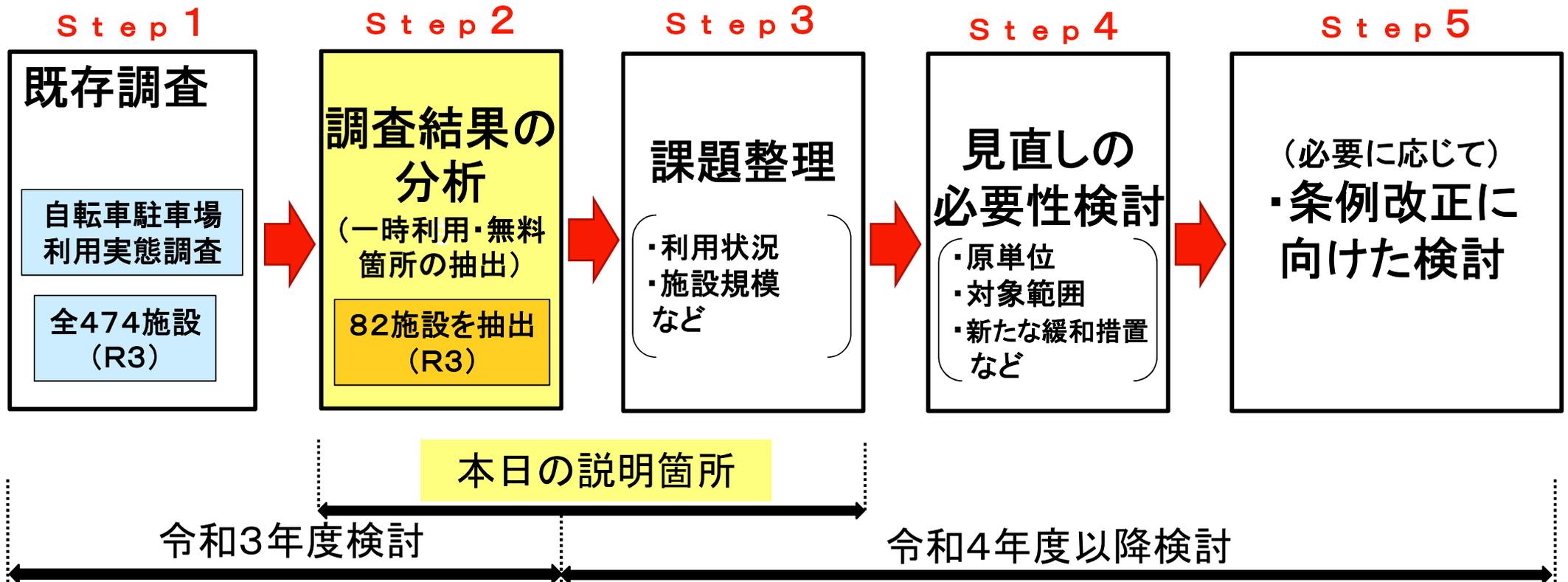
標準条例

さいたま市追加

| | |
|--------------|--|
| 対象（自転車等とは） | ・自転車、原動機付自転車 |
| 大規模施設に係る規模低減 | ・店舗等面積が5,000㎡を超える施設には、5,000㎡を超える部分を2分の1の規模で算出する ●計算例：店舗面積10,000㎡の百貨店の場合 附置義務台数 = $5,000\text{㎡} \div 20\text{㎡/台} + 5,000\text{㎡} \div 20\text{㎡/台} \times 0.5$ = 250 + 125 = 375台（250台以上） |
| 構造・設備 | ・駐車台数1台につき、おおむね1㎡以上の規模 ・特殊な装置を用いて効率的な駐車ができる場合は、規模を緩和することができる |
| 施設の設置位置 | ・施設の敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50m以内である場所に設置（隔地の自転車等駐車場） |
| 位置・利用方法の表示 | ・自転車等駐車場を設置する者は、利用者が当該自転車等駐車場を容易に利用できるよう、その位置及び利用方法を表示しなければならない |

自転車等駐車場の附置義務について

平成13年の条例施行から20年が経過し、これまで設置されてきた附置駐輪場の現状を把握するとともに、社会情勢の変化等を踏まえ、附置義務条例の見直しの必要性について検討。

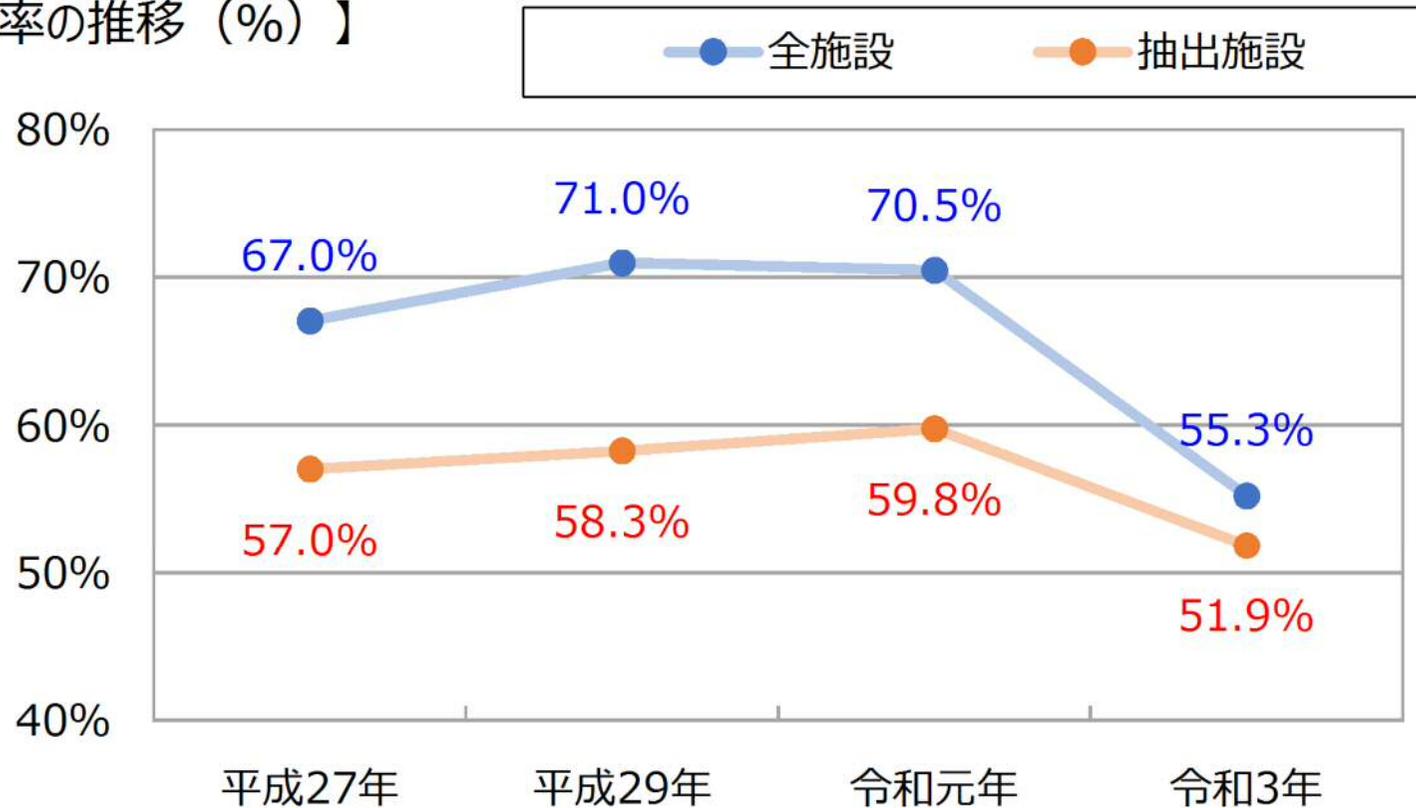


自転車等駐車場の附置義務について

Step2 調査結果の分析

施設の利用状況(全施設と抽出した施設の比較)

【利用率の推移(%)】



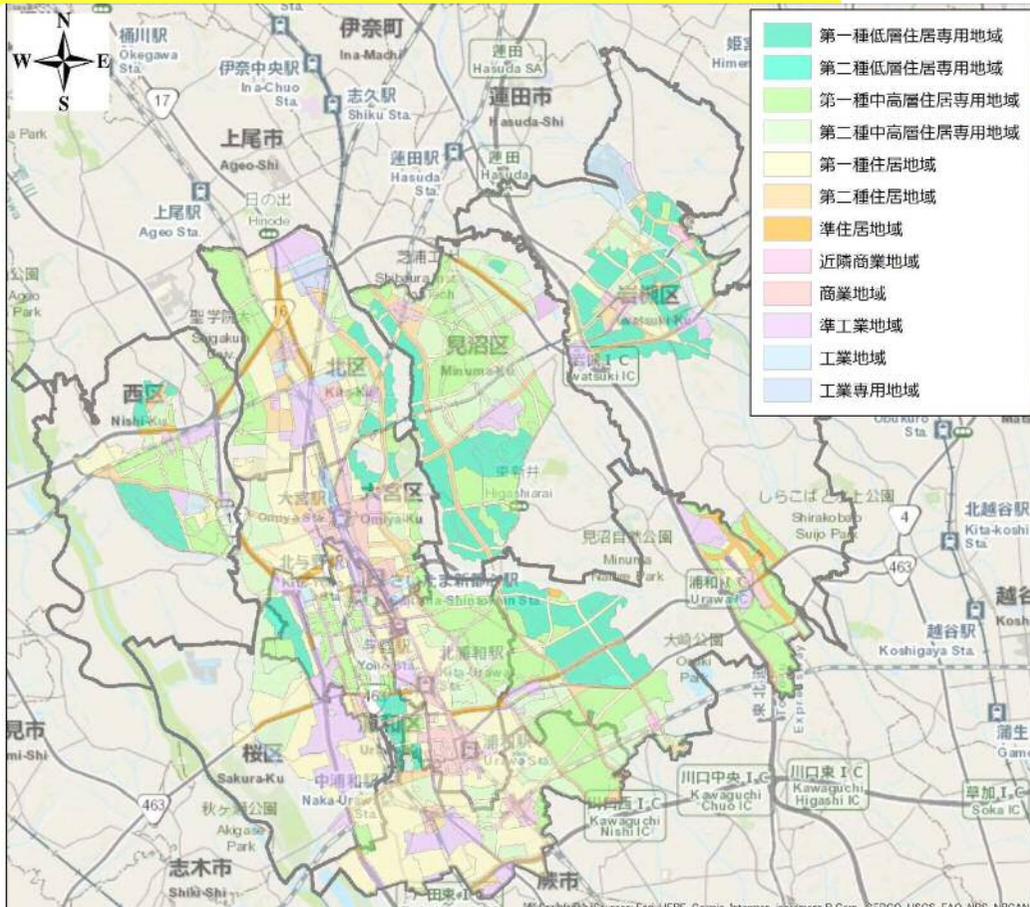
・全施設の利用率に比べ、抽出した施設の利用率は低い。
・コロナウィルスの影響による外出自粛等のため、利用率は回復していない。

自転車等駐車場の附置義務について

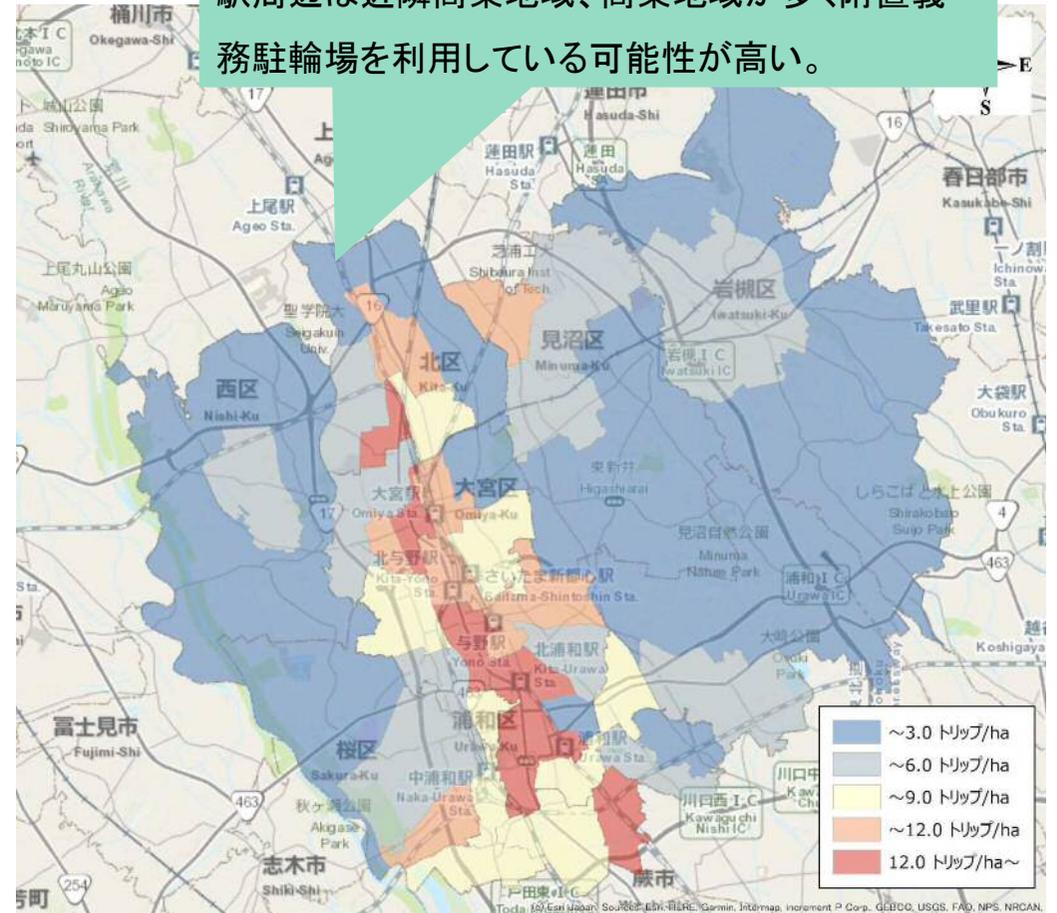
Step2 調査結果の分析

自転車利用者の状況(私事目的)

私事目的の自転車は、駅周辺地域を利用。
 駅周辺は近隣商業地域、商業地域が多く附置義務駐輪場を利用している可能性が高い。



土地利用状況(用途地域指定状況)



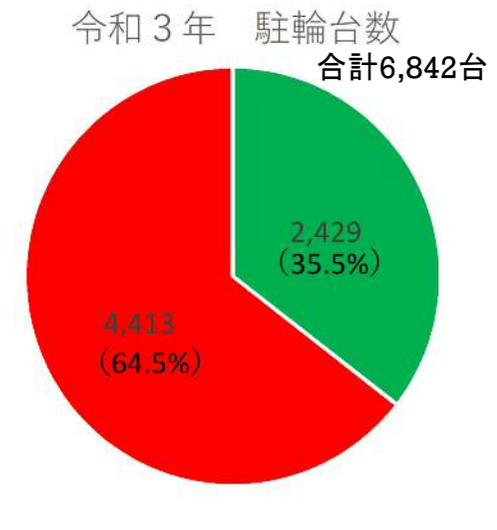
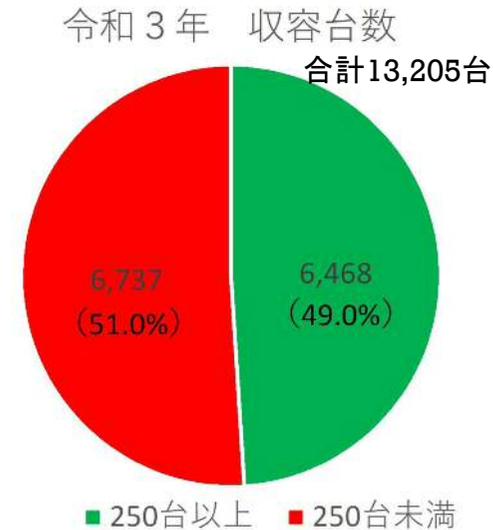
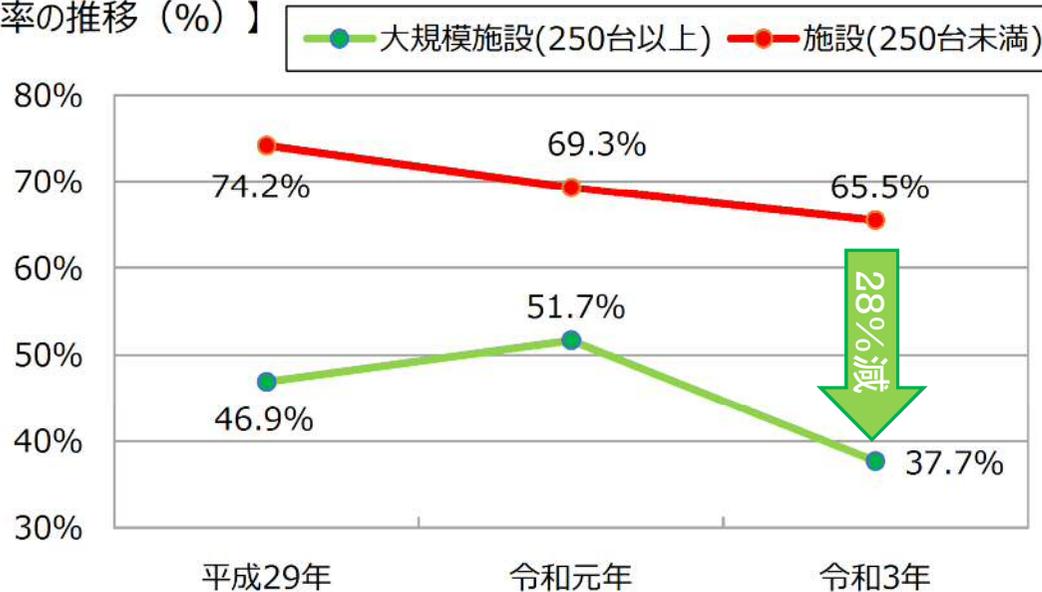
自転車集中トリップ密度・私事目的
 (H30東京都圏パーソントリップ調査)

自転車等駐車場の附置義務について

Step2 調査結果の分析

大規模施設利用状況(抽出した施設のうち250台以上の規模)

【利用率の推移 (%)】



抽出した施設の収容台数と駐輪台数

- ・大規模施設の利用率は、4割程度で規模の小さい施設に比べ2～3割程度低い状況。
- ・収容台数は大規模施設で5割程度、駐輪台数は大規模施設で3割程度、空車が多い。
- ・抽出した施設における原動機付自転車等の利用率は2割程度とニーズは大きくないが、大規模施設では、原動機付自転車等の駐車可能な施設は確認されなかった。

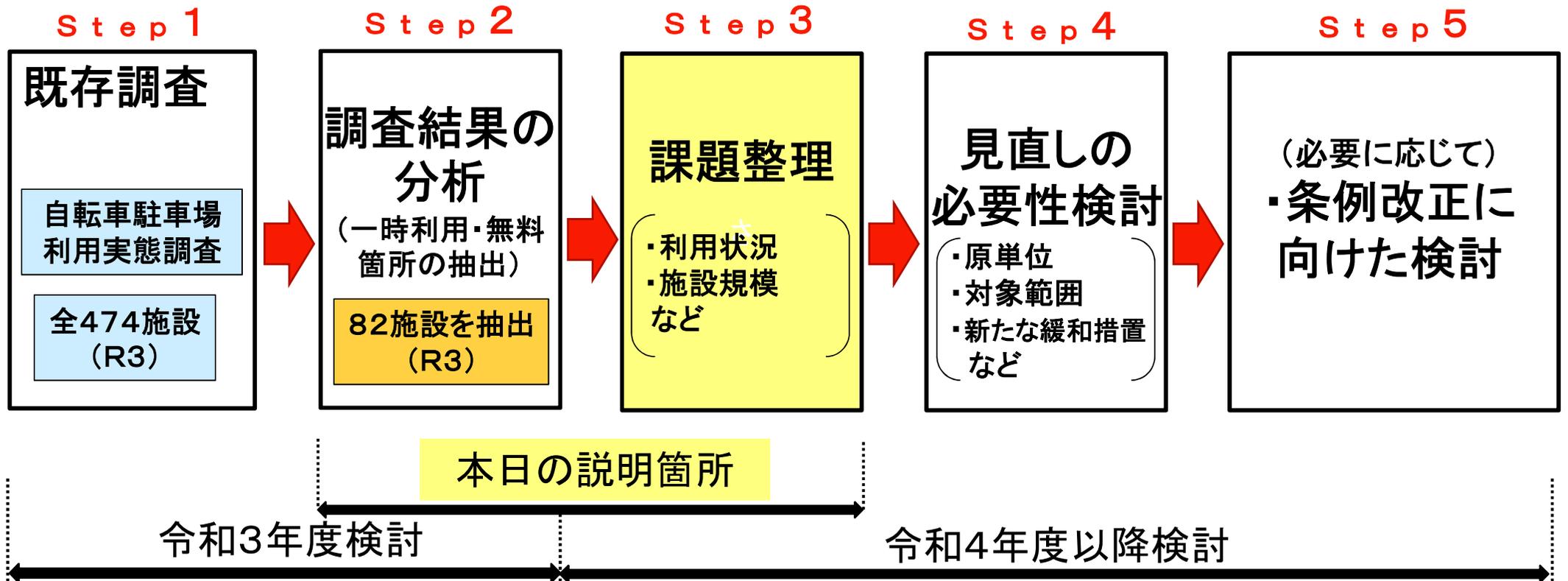
自転車等駐車場の附置義務について

Step2 調査結果の分析(まとめ)

| 調査項目 | 分析結果 |
|-----------------------------------|---|
| 施設の利用状況 (全施設と抽出施設の比較) | <ul style="list-style-type: none">・全施設より、抽出した施設の方が利用率が1割程度低い。 |
| 自転車利用者の状況 (私事目的) | <ul style="list-style-type: none">・私事目的の自転車利用者は、駅周辺地域を利用。・駅周辺は近隣商業、商業地域、放置禁止区域が多くあるため、附置義務自転車等駐車施設を利用している可能性が高い。 |
| 大規模施設利用状況 (抽出した施設のうち250台以上の規模) | <ul style="list-style-type: none">・大規模施設の利用率は、4割程度でその他施設に比べ2~3割程度低い。・収容台数は5割程度、駐車台数は3割程度、空車が多い。・抽出した施設における原動機付自転車等の利用率は2割程度とニーズは大きくないが、大規模施設では、原動機付自転車等の駐車可能な施設は確認されなかった。 |
| その他 (社会動向の変化など) | <ul style="list-style-type: none">・抽出した施設では、子乗せ自転車の供給量は1割強あるが、場所により供給量バラツキがある。・大宮GCS構想や浦和ビジョンなどのまちづくり構想が推進されている。 |

自転車等駐車場の附置義務について

平成13年の条例施行から20年が経過し、これまで設置されてきた附置駐輪場の現状を把握するとともに、社会情勢の変化等を踏まえ、附置義務条例の見直しの必要性について検討。



自転車等駐車場の附置義務について

Step3 課題整理

| 調査項目 | 課題と検討の方向性 |
|---------------------------------|--|
| 施設の利用状況 (全施設と抽出施設の比較) | <p>[調査結果の分析]</p> <ul style="list-style-type: none">・全施設より、抽出した施設の方が利用率が1割程度低い。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none">・附置義務台数の適正規模 <p>[検討の方向性]</p> <ul style="list-style-type: none">・利用状況や施設の詳細調査の実施について検討する。・併せて、既存データの分析を進め施設規模毎の利用状況を把握するなどし、原単位(店舗等面積15~25㎡ごとに1台)の見直しの必要性について検討。 |
| 自転車利用者の状況 (私事目的) | <p>[調査結果の分析]</p> <ul style="list-style-type: none">・私事目的の自転車は、駅周辺地域を利用。・駅周辺は近隣商業、商業地域、放置禁止区域が多くあるため、附置義務自転車等駐車施設を利用している可能性が高い。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none">・適用区域や対象施設 <p>[検討の方向性]</p> <ul style="list-style-type: none">・私事目的の利用者が訪れる場所や施設の用途については、概ね合致しているが、コロナウイラスの影響による生活様式の変化などが、今後の利用状況に与える影響について引き続き注視する。 |

自転車等駐車場の附置義務について

Step3 課題整理

調査項目

課題と検討の方向性

大規模施設利用状況
(抽出した施設のうち250台以上の規模)

[調査結果の分析]

- ・大規模施設の利用率は、4割程度で、規模の小さい施設に比べ2割~3割程度低い。
- ・収容台数は5割程度、駐車台数は3割程度、空車が多い。
- ・抽出した施設における原動機付自転車等の利用率は2割程度とニーズは大きくないが、大規模施設では、原動機付自転車等の駐車可能な施設は確認されなかった。

[課題]

- ・大規模施設の適正規模、原動機付自転車の駐車施設

[検討の方向性]

- ・附置義務条例により整備された大規模施設の利用状況に加え、設備(ラック等の有無)などを詳細調査し、規模や設備による影響を把握するとともに、他都市の事例を収集を行い、大規模施設に係る規模低減の変更の必要性及び方法について検討。
- ・大規模施設の原動機付自転車等の駐車施設に関するニーズを把握し、必要に応じて設置を促す緩和措置の導入について検討。
- ・併せて、原動機付自転車等の駐車施設整備を促す対象用途などについても検討。

自転車等駐車場の附置義務について

Step3 課題整理

| 調査項目 | 課題と検討の方向性 |
|--------------------|--|
| その他 (社会動向の変化など) | <p>[調査結果の分析]</p> <ul style="list-style-type: none">・子乗せ自転車の供給量は1割強あるが、場所によりバラツキがある。・大宮GCS構想や浦和ビジョンなどのまちづくり構想が推進されている。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none">・多様な自転車の普及と変化するまちづくりへの対応 <p>[検討の方向性]</p> <ul style="list-style-type: none">・子乗せ自転車やシェアサイクルの普及が進むなど、利用状況の変化に対応するため、ニーズの把握や他都市の事例研究などを行い設置を促す緩和措置の必要性を検討。・新たなまちづくりなどの計画策定にあたり、歩行者優先のウォークアブルなまちなみが推進されており、まちづくりと連携した自転車等駐車場の集約化などを検討するため、他都市の事例研究などを併せて行い、隔地50mの緩和の必要性について検討。 |